

令和5年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	滋賀県物品・役務電子調達システム運用・保守業務委託	滋賀県物品・役務電子調達システムの運用・保守業務	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日	日本電気株式会社 京都支社	264,000,000	物品・役務電子調達システムの安定的かつ効率的な運用を継続して行うことができるのは、同システムを開発し知的財産権を有している当該事業者以外にないため。 * 長期継続契約	2	3イ